

発委第 1 号

八雲町議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和3年3月10日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正人 様

別紙

八雲町議会議員定数条例の一部を改正する条例

八雲町議会議員定数条例（平成 24 年八雲町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、八雲町議会議員の定数は、 <u>16 人</u> とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、八雲町議会議員の定数は、 <u>14 人</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。